

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

1 制定の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正（平成24年法律第66号）に伴い、幼保連携型認定こども園に関する基準について定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 条例の概要

- (1) 学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持った単一の施設となる新たな幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について定めるもの。
- (2) 現行の福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年福岡県条例第54号）から幼保連携型認定こども園に係る部分を削除するもの。

3 条例で定める基準の概要

項目	主な基準の内容
学級編制	3歳以上の園児については学級を編成し、一学級の園児数は35人以下
職員配置	①乳児 3人につき1人以上 ②1・2歳児 6人につき1人以上 ③3歳児 20人につき1人以上 ④4歳以上児 30人につき1人以上 ※③と④の合計数は学級数を下らないこと <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> ①～④について国基準はそれぞれに「おおむね〇人につき1人以上」となっているが、基準を明確にするため「おおむね」を削除 </div>
乳児室、ほふく室、保育室の面積	乳児室 3.3㎡/人以上 0, 1歳児のうちほふくしない者（国基準は1.65㎡/人以上） ほふく室 3.3㎡/人以上 0, 1歳児のうちほふくする者 保育室 1.98㎡/人以上 2歳児以上
園舎の面積	①と②に掲げる面積を合算した面積以上 ①：一学級：180㎡ 二学級以上：〔320+100×（学級数-2）〕㎡ ②：3歳未満児に係る乳児室、ほふく室及び保育室に必要な面積
園庭の面積	①と②に掲げる面積を合算した面積以上 ①：二学級以下：〔330+30×（学級数-1）〕㎡ 三学級以上：〔400+80×（学級数-3）〕㎡ 又は 3歳以上の園児1人当たり3.3㎡ のいずれか大きい方の面積 ②：2歳児1人当たり3.3㎡
開所時間	1日につき11時間を原則
市町村との連携	子育て支援事業の実施内容の決定又は変更にあたっての市町村の意見聴取を規定
非常災害対策	火災、風水害、地震その他非常災害に対する具体的計画の策定並びに不断の注意及び訓練を義務化
暴力団排除	運営に関して暴力団関係者の支配を受けることを禁止
不審者対策	外部からの不審者等の侵入防止措置及び必要な訓練を努力義務化
苦情への公正な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付窓口を設置すること ・県又は市町村からの指導等に従うこと ・運営適正化委員会の調査に協力すること ・苦情解決に当たって第三者を関与させること

※下線部は県独自基準

4 施行期日

法律改正の施行日から施行する。（平成27年4月1日予定）

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の制定等を踏まえ、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関するもの

幼保連携型認定こども園の認可等事務は都道府県のほか指定都市及び中核市が処理することとされたことを踏まえ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務について、施設の設置者の利便を図るため、事務処理特例制度により指定都市及び中核市へ移譲するもの。

(2) 薬事法等の一部を改正する法律の制定による薬事法の一部改正に関するもの

① 管理医療機器販売業等の届出の対象が追加されたことを踏まえ、事務処理特例制度により保健所設置市に移譲している当該届出の受領事務の内容を改めるもの。

- ・届出対象となるものに、管理医療機器プログラムを追加
- ・規制の範囲が無償貸与にも拡大されたことに伴い、賃貸業を貸与業に変更

② 引用している法律の題名を改めるもの。

現 行	改正案
薬事法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による薬事法の一部改正に関するもの

事務処理特例制度により保健所設置市に移譲している管理医療機器販売業等の届出の受領事務が、薬事法の一部改正により、県から保健所設置市に移譲されることから、当該規定を削除するもの。

3 施行期日

- 2 (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行日
- 2 (2) 平成26年11月25日
- 2 (3) 平成27年4月1日